静岡県人事委員会は、人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

## 静岡県人事委員会規則1-58

人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

の制定又は改廃に関して、知事に意見を申

出ること。

人事委員会事務局の組織に関する規則(静岡県人事委員会規則1-25)の一部を次のように改正する。

| 人事安貝会事務局の組織に関する規則(静岡県人事<br>「 | 安貝伝規則1-25   の一部を次のように欧正する。<br> |
|------------------------------|--------------------------------|
| 改正前                          | 改正後                            |
| (組織)                         | (組織)                           |
| 第2条 (略)                      | 第2条 (略)                        |
| 2 総務課に総務班を、給与審査課に給与審査        | 2 総務課に総務班を、給与審査課に給与審査          |
| 班を、職員課に <u>任用班</u> を置く。      | 班を、職員課に <u>職員班</u> を置く。        |
| (給与審査課の所掌事務)                 | (給与審査課の所掌事務)                   |
| 第4条 給与審査課の所掌事務は、次のとおり        | 第4条 給与審査課の所掌事務は、次のとおり          |
| とする。                         | とする。                           |
| (1)~(18) (略)                 | (1)~(18) (略)                   |
|                              | ⑩ 静岡県職員倫理規則(平成13年静岡県規          |
|                              | 則第9号。以下「職員倫理規則」という。)           |
|                              | の制定又は改廃に関して、知事に意見を申            |
|                              | <u>出ること。</u>                   |
|                              | 図 職員の職務に係る倫理の保持に関する事           |
|                              | 項に係る調査研究を行うこと。_                |
|                              | ② 職員の職務に係る倫理の保持のための研           |
|                              | 修に関する総合的企画を行うこと。               |
|                              | ② 職員倫理規則の遵守のための体制整備に           |
|                              | 関し、任命権者に助言を行うこと。               |
|                              | ② 職員倫理規則で定めるところにより、職           |
|                              | 員からの贈与等の報告に係る審査を行うこ            |
|                              | <u>Ł.</u>                      |
| (職員課の所掌事務)                   | (職員課の所掌事務)                     |
| 第5条 職員課の所掌事務は、次のとおりとす        | 第5条 職員課の所掌事務は、次のとおりとす          |
| る。                           | る。                             |
| (1)~(11) (略)                 | (1)~(11) (略)                   |
| 迎 静岡県職員倫理規則(平成 13 年静岡県規      |                                |
| 則第9号。以下「職員倫理規則」という。)         |                                |

- (ii) 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究を行うこと。
- (4) 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画を行うこと。
- (15) 職員倫理規則の遵守のための体制整備に 関し、任命権者に助言を行うこと。
- (16) 職員倫理規則で定めるところにより、職員からの贈与等の報告に係る審査を行うこと。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。